

## 「国の人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」及び「静岡県人権施策推進計画（第3次改定版）・（第4次改定版）」の構成比較

国の人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）	第一次計画からの変更項目	県計画での対応	静岡県人権施策推進計画	
			（第3次改定版）	（第4次改定版の対応）
第1章 はじめに		○（追記）	第1章 総論	第1章の3「計画改定の背景」に国の第二次計画の策定について記載
第2章 第一次計画策定後の社会経済情勢の変化と国際的潮流の動向		○	1 計画改定の趣旨	第1章3「計画改定の背景（1）人権尊重の国際的な流れ」に世界計画を追記
1 人権をめぐる社会経済情勢の変化		○	2 計画の性格	
(1) 国際化		○	3 計画改定の背景	
(2) 情報化		○	第2章 推進計画の基本理念	
(3) 少子高齢化		○	1 推進計画の基本理念	
(4) 我が国における人権意識の変化		○	ふじのくに人権宣言	
2 国際的潮流の動向	新規追加	○（追記）	2 基本理念の理想とする目指すべき社会の姿	
(1) 人権教育のための世界計画等	新規追加	●（新規記載）	3 基本的視点	
(2) 「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まり	新規追加	○	4 計画の期間	
(3) いわゆる「複合差別」の観点	新規追加	○	第3章 人権教育・啓発の推進	
第3章 人権教育・啓発の意義・目的		○	1 人権教育・啓発総論	
1 人権尊重の理念		○	2 家庭における人権教育	
2 人権教育の意義・目的		○	3 学校における人権教育	
3 人権啓発の意義・目的		○	4 地域社会における人権教育	
第4章 人権教育・啓発の基本的在り方		○	5 企業における人権啓発	
1 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供		○	6 人権にかかわりの深い職業に従事する人に対する研修等	
2 発達段階等を踏まえた効果的な方法		○	7 県民への人権啓発	
3 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保		○		
第5章 人権教育・啓発の推進方策		○		
1 人権一般の普遍的な視点からの取組		○		
(1) 人権教育		○		
(2) 人権啓発		○		
2 各人権課題に対する取組	位置づけを整理	○（追記）	第4章 分野別施策の推進	第4章の冒頭に「複合差別」、インターネット上の人権侵害について記載
(1) 課題横断的な人権課題に対する取組（インターネット上の人権侵害）		○	1 女性	
(2) 各人権課題に対する取組		○	2 こども	
ア 女性		○	3 高齢者	
イ こども		○	4 障害者	
ウ 高齢者		○	5 同和問題	
エ 障害者		○	6 外国人	第4章6「外国人」に、ネット上のヘイトスピーチなど態様の多様化等について記載
オ 部落差別（同和問題）		○	7 感染症患者等	第4章7「感染症患者等」からハンセン病に関する項目を独立させるほか、全国的な意識調査（R5）等について記載
キ 外国人		○	8 犯罪被害者及びその家族	
ク 本邦外出身者に対する不当な差別的言動	新規追加	○（追記）	9 刑を終えて出所した人	
ケ 感染症の患者等		○	10 性的指向・性自認	第4章10「性的指向・性自認」に「LGBT理解増進法」（R5）等について記載
コ ハンセン病患者・元患者及びその家族	独立項目として整理	○（追記）	11 インターネット	
シ 犯罪被害者及びその家族		○	12 災害起因	
サ 刑を終えて出所した人及びその家族		○	13 その他	
セ 性的マイノリティの人々	新規追加	○（追記）		
		○		
		○		
カ アイヌの人々		○		
ス 北朝鮮当局によって拉致された被害者等		○		
ソ その他		○		
3 人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等		○		
第4章 総合的かつ効果的な推進体制等		○	第5章 相談・支援体制等の充実	
(1) 実施主体の強化及び周知度の向上		○	1 相談・支援体制等の充実	
(2) 実施主体間の連携		○		
(3) 担当者の育成		○		
(4) 文献・資料等の整備・充実		※（別途対応）		人権啓発センター啓発資料の整備
(5) 内容・手法に関する調査・研究		※（別途対応）		「人権問題に関する県民意識調査」等
(6) （公財）人権教育啓発推進センターの充実		—	第6章 計画の推進	国関係機関（総務省所管）
(7) マスメディアの活用等		※（別途対応）	1 県の取組	人権啓発事業において実施
(8) インターネット等 IT 関連技術の活用		※（別途対応）	2 市町との連携	人権啓発事業において実施
第6章 計画の推進		○	3 県民との協働	
1 推進体制		○	4 人権問題に取り組む民間団体との連携	
2 地方公共団体等との連携・協力		○	5 企業等との連携	
3 計画のフォローアップ及び見直し		○	6 進行管理	

